

## 1 2月県議会報告

米山新知事に初めての一般質問。 与党議員としておさべ県議。

12月議会でおさべ県議は、米山県政を支える与党議員として初めて一般質問に立ち、TPP、原発、福祉問題など4分野22項目について一般質問し、その基本姿勢について質しました。

### 1、TPPについて

#### (1) アメリカ脱退の中での強行採決について

おさべ議員；トランプ次期米国大統領が就任と同時に TPP から脱退宣言すると表明。また、国民の中に疑問や懸念の声が広がっている中、強行採決を行うことについて知事の所見を伺う。

米山知事；十分な説明がないまま協定が承認されたことに対しては、一国民として、また県民として残念であるとの思いを否定できないと考えている。

おさべ県議；参院公聴会で「米国が TPP から離脱した場合、日本に二国間の自由貿易協定（FTA）を持ちかけてくるはずだ。日本が承認を済ませた場合、TPP の交渉結果を起点に、より厳しい条件を求められる可能性があり、今 TPP の国会承認を進めることは得策でない」との意見のとおり、この臨時国会で批准することは、メリットが全くないばかりか、危険ですらあると考えるが、どうか。

米山知事；トランプ氏がかかなり明確に離脱を表明していることから、TPP の発効は基本的には相当難しくなったものと認識している。また今後予想される FTA 交渉については、どのようなものになるか予想が困難であり、予断を持ちえないと考えている。



#### (2) 重要5品目などの国会決議について

おさべ県議；国会では「無傷で守った重要5項目は全くないか」との質問に対し、山本農相は「完全に維持してタリフラインを守り切ったというものはない」と答弁しているように、重要5品目などの国会決議が守られたとは到底思えないが、所見を伺う。

米山知事；決議が守られたか否かは、第一義的に国会の判断だが、米の特別枠が新設され、県の試算においても、稲作を中心に大きな影響が懸念されるなど、重要 5 品目の聖域の確保を最優先するとした決議がマン来られていると評価することは困難と思っている。また、決議文の、国民への十分な情報提供もなく、幅広い国民的論議もない中で承認されてのではないかと感じている。

### (3) TPP と自由貿易

おさべ県議；ドイツの社会学者等が「トランプ氏の勝利はグローバル化への反乱であり、格差の広がり、自由貿易の拡大がもたらした当然の結果である」「現在の自由貿易の仕組みの下では、メリットを享受できるのが大企業とそこに働く人々だけに限られている」と述べているように、TPP はさらなる格差と貧困を生み出すと考えるが、知事の所見を伺う。



米山知事；現在の世界経済は、基本的には自由貿易を中心に発展してきたので、基本としては、自由貿易の方向性は是であると考えている。その前提として、必要な国内対策も含め、国益を害さない範囲ということ。その上で、適正な統一のルールが作られることは、大企業だけでなく中小企業や地域の産業も、海外での活躍の場を得られることにつながり、得るところが多いと考える。

### (4) 食品規制の変更について

おさべ県議；安倍総理は、食品規制の変更について「和賀国の制度に何ら変更を及ぼすものではない。安全でないものが一般家庭に入ることは絶対はない」打ち消しているが、国会でも、遺伝子組み換え作物の表示義務の不備や、輸入肉の検査体制の不備が指摘されていることや、TPP は、科学的に証明できなくても一定の条件で輸入を制限できる「予防原則」が導入されていないため、科学的に証明する責任は日本政府にあり、輸入規制が非常に難しいなど、安全とは到底言えないと考えるが、所見を伺う。

米山知事；国は、TPP 協定は、和賀国の制度に変更を求めるものではないとしているが、県としては、不安の声もあるので、食品の安全性の確保を図るよう、必要に応じ、国に要望するなど適切に対応してまいる。

## (5) ISDS 条項について

おさべ県議；例えば、日本が遺伝子組み換え食品への規制を強化した場合、この措置を ISDS 条項の対象にしないという除外規定は TPP にはないとして、「客観的科学的に危険性を立証しなければ日本は負ける可能性がある」との指摘など、ISDS 条項の懸念は全く消えないが、ISDS 条項で日本政府が提訴され、規制や制度の改変を迫られる恐れはないのか、知事の所見を伺う。

米山知事；国は、ISDS は、投資章に規定された義務等に国が違反し、投資家が損害を受けた場合に、損害賠償又は原状回復のみを求める訴えを提起するものであり、国の制度変更を求めるような訴えができるわけではないとしている。しかし、経験豊富な外国企業等からの訴訟の懸念もあるので、政府は、応訴体制の整備を行うとしており、外務省に国際経済紛争処理室を設置し対応するとしたところである。なお、ISDS 条項は、日本企業が外国を訴える事も可能となるものであり、その影響を判断することは極めて困難であると考えている。

## (6) TPP 批准の撤回について

おさべ県議；米山知事は、TPP の発効について、「相当難しくなった。米国抜きで日本のメリットもほぼ消失する」との認識を示し、政府への要望書は年明け以降で、出すタイミングを計るとした。正に県民の暮らしと権利を守るため、国に対して、関係団体と連携し、批准を撤回すべきとの行動の選択肢は考えられないのか伺う。

米山知事；批准への対応については、第一義的に国会の判断である。県としては、発効に向けてカギを握る米国の対応等を見極めながら、発効に至った場合の本県への影響や問題点について、時機を逸することなく国に提示して、万全な対策を求めるなど、必要な取り組みを行って参る。

## 2、原発問題について

### (1) 老朽原発運転延長について

おさべ県議；原子力規制委員会は、関電高浜原発 1、2 号機に続き、同美浜原発 3 号機の 40 年を超えて 20 年間の運転延長を認可した。福島原発事故後「極めて例外的に」20 年延長できるとされたものだが、今後も運転延長の申請が続くとみられ、法が定めた「原則 40 年」のルールの骨抜きが懸念されるが、老朽原発運転延長の動きについて、知事の所見を伺う。

米山知事；福島第一原発事故の検証が不十分な現状において、また、何をもって「極めて例外的に」に該当するのか明らかでない状況において、国民の信頼が得られるか疑問だ。

## (2) 賠償費用等の負担について

おさべ県議；経産省は、福島第一原発事故の賠償費用や廃炉費用の一部を新電力に宅送料に上乗せする形で負担させようとしているが、本来、これらは事故を起こした電力業者が全ての責任を負うのが筋であり、そうでなければ、安全への意識が薄れ、これまでのように経済優先の流れを助長し、同じ過ちを繰り返すことになると思うが、知事の所見を伺う。

米山知事；議員指摘のとおり、本来、事故を起こした東電が負担すべきだが、費用が巨額であることから、経産省の有識者会議で負担の在り方が検討されていると承知している。国民の納得が得られるような方針を期待しているが、経済優先で安全への意識が薄れることがあってはならない。

## (3) 原発事業者の賠償責任の在り方について

おさべ県議；内閣府の専門部会で、原発事故の賠償責任について、現行の無限責任を見直し、賠償に上限を設け、超えた分は税金等の国民負担で補う「有限責任」案が議論されているが、経済優先の中で、安全意識の欠如やモラルハザードを助長させることになり、断じて認めるべきではないと考えるが、知事の所見を伺う。

米山知事；「有限責任」とした場合、「安全に対する事業者の投資がおろそかになる」ことなどが懸念される。一方、「無限責任」とした福島原発事故では、損害賠償規模が、東電の賠償能力を超え、将来にわたって経営を圧迫するため、損害賠償が、原子力災害の特殊性や被害の実態に十分対応できていない実態もある。また、国の責任が置き去りにされる可能性も懸念される。国では、それぞれの課題を整理し、議論されていると承知しているが、いずれにしろ、国の責任や原発事業者の安全への意識を薄めることがあってはならない。

## (4) 全国の電力需給について

おさべ県議；経産省は、今冬の電力需給対策について、大手電力 10 社で安定供給が可能として、節電要請を見送るとのことである。福島原発事故以降、「原発が稼働しなければ電力危機に陥る」と言われながら、そのような事態は一度もなく「原発ほぼゼロ」状態が 5 年も続いている現状について、知事の所見を伺う。

米山知事；県は、全国の電力需給の詳細を知りうる立場にないため、コメントすることは難しいが、予備率については節電の取り組みが定着したことなどで、3%以上を確保できない事態は生じていないものと認識している。

### (5) 「健康と生活への影響の検証」について

おさべ県議；知事選の公約である原発際角に関する三つの検証の中で、「健康と生活への影響の検証」について、どのように検証していくのか知事の所見を伺う。また、福島県で甲状腺がんが疑いも含めて多発していると言われているが、このような場合、検証にどう生かすのか知事の所見を伺う。

米山知事；現在行っている関係省庁との検討及び福島県や国が進めている検証なども活かしながら、検証を進めてまいる。なお、必要に応じて専門家の意見を聞くなどの検証体制を検討させて頂きたい。また、甲状腺がんの多発については、被ばくによる影響であるとする意見がある一方で、さらなる調査結果の蓄積が必要とする意見もあり、研究者の見解が分かれている。いずれにしても、県民の命と暮らしを本当に守ることができるかどうか、これを科学的に確認できるまで具体的な検討が必要であると考えている。

### (6) 柏崎刈羽原発の CM について

おさべ県議；福島原発事故の避難者が取りやめを求めている柏崎刈羽原発の CM について、東電は「安全対策を説明するのは責務だ」として避難者の切実な声を見做し、大々的に宣伝して来ていることは、避難者の傷ついた心を土足で踏み荒らすものであり、大きな怒りを禁じえないが、知事の所見を伺う。また、安全対策の説明をするのであれば、まずは、県の技術委員会などで真摯かつ十分に説明することによって、責任を果たすのが筋であると考えている。

米山知事；福島原発事故の検証がまだ不十分であることや、また、先日、柏崎刈羽原発で不適切なケーブルが新たに見つかったことなど、このような状況をきちんと県民に説明しない中で、既に安全が確立したことを前提とする印象を与えるような CM を流すことは、真摯に安全の確立を第一に取り組んでいるのか疑問を感じるどころだ。まずは、真摯に安全第一で取り組んで頂くとともに、県の技術委員会等での検証に取り組んで頂きたい。

## 3、福祉問題について

### (1) 魚沼基幹病院について

おさべ県議；魚沼基幹病院について、医師確保、看護師確保について順調にしているのか伺う。また、これらの課題についてどのように認識し、対応するつもりか伺う。

福祉保健部長；運営財団からは、現在、診療に必要な医師は確保されており、さらに今年度から協力型の研修病院として研修医の受け入れを開始するなど、平成 30 年度の基幹型臨床研修病院指定に向け、着実に準備を進めていると聞いている。看護職員については、来

年度の新卒職員の採用は順調であるものの、急性期医療に習熟した経験者が不足しているとのことである。運営財団では、段階的な病棟稼働に向けては経験者の一層の確保が必要なことから、処遇改善やリクルート活動などにより前倒しで看護職員の採用を進めるとともに、引き続き派遣職員の協力を得たいとしており、県としても運営財団の取組を支援して参る。

## (2) 県立病院の訪問診療・訪問看護について

おさべ県議；地域医療構想では、将来推計により、高度急性期・急性期の病床機能から回復期・慢性期の病床機能への移行を促すとともに、慢性期入院患者の一定数が在宅へ移行することを見込んだ推計になっているなど、在宅化はさらに進むと考えられ、訪問診療・訪問看護の充実が急務である。その中で特にへき地医療を担う津川、松代、妙高など県立病院が訪問診療・訪問看護を担うべきと考えるが、所見を伺う。

病院局長；山間へき地など、民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供は、県立病院の重要な役割の一つと認識しており、現在、中山間地に所在する県立病院を中心に訪問診療・訪問看護を実施している。引き続き、在宅の医療ニーズを踏まえ、地域包括ケアシステム構築に向けて、地域の診療所など、関係機関との役割分担と連携を図りつつ、訪問診療・訪問看護に取り組んでまいらる。

## (3) 児童相談所の実態等について

おさべ県議；児童虐待相談対応件数も増え続け、児童相談所の過酷な労働環境が指摘され、その体制強化が急務であるが、その実態について伺うとともに、児童福祉法の改正も踏まえ、改善に向け、人員配置等具体的にどのように対応されたのか、今後の見通しも含め伺う。

福祉保健部長；27年度の児童虐待相談対応件数は1,438件と過去最高となっている。それに伴い、業務も増加しており、県の児童相談所では、児童福祉法の基準に基づき児童福祉司を配置するとともに、今年度、一時保護所の体制を強化したところである。また里親支援について、今年度、乳児院に配置された専任の相談員と連携して取り組みを進めている。県として、児童虐待相談が増加し、内容も複雑化していることから、現場で十分な対応ができるよう、児童福祉法改正を踏まえた体制の充実に努めてまいらる。

## (4) 点字図書館について

おさべ県議；新潟県点字図書館は、県内唯一の視覚障害者専門の情報提供施設として極め

て重要な施設である。この名称を現状の活動にあった「新潟県視覚障害者情報センター」に変更して欲しい旨、関係者から要請もあると聞いているが、現状をどのように認識し、どう改善するのか所見を伺う。

保健福祉部長；昨年度の利用実績を見ると、9割以上を音声図書が占めており、その割合は増加傾向にある。また、点字図書館は、点字、音声に加えて、インターネットを活用した情報提供にも積極的に取り組んでいる。全国的にも、実態に即した名称変更が行われている状況から、関係者や利用者等の意見を十分に聴きながら、名称について検討して参りたい。

## (5) 精神障害者への重度心身障害者医療費助成制度の

### 適用対象外について

おさべ県議；重度心身障害者医療費助成制度について、精神障害者は適用対象外になっている中、新潟市と長岡市で、市単独の事業として、1級について実施されている。精神障害者の生活実態を見るならば、他の障害者と同様に1級は勿論、2級も含め、適用すべきと考える。精神障害者の生活実態の認識と、本制度は基本的には国で実施すべきものであるが、国において実現するまで、県としての支援について伺う。

米山知事；この制度は、障害者の健康の増進と経済的軽減の負担に寄与しており、すべての都道府県が独自の助成を実施している。このことから、障害者の自立と社会参加の観点からも、国において、精神障害者も含めた制度を創設するよう要望している。現在、本県では、精神障害者を対象としていないが、実施主体の市町村の意見を踏まえ、検討しているところである。

福祉保健部長；精神障害者の生活実態について、今年度の県が実施した「精神障害者の生活と医療費等に関するアンケート調査」によれば、回答者の約7割の働き盛り世代の多くが、日中、家庭や障害福祉サービス事業所で過ごしており、年金を主たる収入源として生活している。また、医療機関への定期的な受信が必要なことから、収入に占める医療費の負担が大きいものと認識している。

## 4、知事の政治姿勢について

### (1) 市町村合併に対する認識について

おさべ県議；民間の県民意識調査で、市町村合併の効果について、「合併前より良くなった」はわずか8.7%にとどまり、「悪くなった」が33.9%、「変わらない」が47.5%と合併の良さが実感が少ないことが浮き彫りになっているが、この結果についてどう認識し、どう

対応するのか、知事の所見を伺う。

米山知事；市町村合併の効果については、一般的に、行財政基盤の強化や、広域的観点からの地域づくりなどがあげられる一方、課題としては、中心部だけが良くなり周辺部が取り残されるといった懸念などがあり、今回の民間調査結果も、この傾向に沿ったものと認識している。合併市町においては、地方創生の取組の中で合併後の諸課題への対応も進めており、県としても、その取組をしっかりとサポートして参りたい。

## (2) アベノミクスの評価について

おさべ県議；総務省の10月の家計調査で、二人以上世帯の消費支出は、実質で前年同月比14カ月連続減少、10月の全国消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合指数で8カ月連続下落など、デフレ脱却に至っていない。異次元の金融緩和をはじめ、三本の矢によるアベノミクスが行われて既に4年になるが、景気回復の効果がいまだ地方に及んでいない中、アベノミクスは失敗と言わざるを得ないと考えるが、知事の所見を伺う。

米山知事；大胆な金融緩和等の効果として、円高・デフレからの是正の動きが見え始めた中、消費税増税や新興国の経済変調などが影響し、未だデフレ脱却には至っておらず、中小企業の多い地方においては、景気回復の実感に乏しい状況にある。本県においても、有効求人倍率が高い水準を維持する一方、消費は力強さに欠け、景況感にも弱さがみられる。日銀短観で本県中小企業の売上高を見ると、リーマンショック前までには回復していない状況にあるなど、アベノミクスの効果を十分に実感できていないと認識している。

## (3) 地方交付税の総額確保について

おさべ県議；国の平成29年度予算編成においては、社会保障と地方財政などを焦点に議論が進んでいるが、住民に身近な地方における不可欠な公的サービスが削減されることは本末転倒であり、財政再建はおろか、政府・地方自治体に対する国民の信頼を失いかねない。厳しい地方財政において、地方交付税の総額確保は最大の課題であると考え、国の動きについてどう認識し対応していくのか知事の所見を伺う。

米山知事；財務省等における地方に対してさらなる歳出削減を求める姿勢は、県民生活や経済、地方財政に悪影響を及ぼしかねないと危惧している。議員指摘のとおり、地方の財政運営に必要な地方交付税の総額確保は大変重要な課題であることから、県として、今後とも全国知事会等を通じて、その総額確保を国に求めてまいりたい。

## (4) 職業生活における男女格差について

おさべ県議；世界経済フォーラムの発表によれば、男女格差について144か国中111位と



昨年の 101 位からさらに後退。特に「男女の所得格差」75 位から 100 位に後退。また、賃金構造基本統計調査で管理職の女性比率が低く、従業員 100 人以上の企業の管理職に占める女性の割合は 8.7%であるなど、所得の格差や管理職登用に遅れがみられることについての知事の所見を伺うとともに、本県における現状についてどのように認識し、どのように対応するのか伺う。

米山知事；議員指摘の通り、日本の順位の低さの主要な原因は、男女の所得格差や管理職の女性比率の低さにあると考える。これらは、職場に根強く残る固定的な性別役割分担意識によって生じていることから、女性の採用や職域の拡大、管理職登用の拡大等、男女間に生じている事実上の格差解消に向け、企業への取り組み支援や機運醸成が重要と考えている。

県民生活・環境部長；本県における男女格差の現状については、本県においても、①管理的職業従事者に占める女性割合が低いこと。②出産や育児を理由に離職する女性が多いこと。③女性の就業者に占める非正規雇用割合が高いこと、などの男女格差があり、それらが男女の賃金格差が生じる原因ともなっている。

県として、次期男女共同参画計画において、①仕事と仮定生活が両立できる職場環境の整備。②女性の育成及び積極的な登用の促進。③男女が育児・介護と両立しながら就業継続できる雇用形態の普及などに取り組むこととしており、女性活躍推進法の成立も追い風に、それぞれ具体的な目標や指標を設定して効果的に取組を進めてまいり。